

現 行

變 更 案

需要想定要領

需要想定要領

目次

I. 総 則	5
1. 目的	5
2. 改正	5
3. 公表	5
4. 定義	5
(1) 使用端電力量	5
(2) 二次端電力量	5
(3) 需要端電力量	5
(4) 送電端電力量	5
(5) 発電端電力量	5
(6) 最大3日平均電力	6
(7) 負荷率	6
(8) 夏季需要・ベース需要	6
(9) 供給区域需要	6
(10) 自社需要	6
II. 需 要 想 定 の 基 本 事 項	7
1. 想定目的	7
2. 想定期間	7
3. 想定区分と想定主体	7
(1) 供給区域の需要想定	7
(2) 自社 需要の想定	7
4. 想定対象	7
(1) 需要電力量	7
(2) 送電端最大需要電力	7
5. 需要区分	7
(1) 特定規模需要以外の需要	7
(2) 特定規模需要	8
6. 前提諸元	8
III. 需 要 実 績 の 補 正	9
1. 補正方針	9
2. 補正方法	9
3. 気温補正	9
(1) 補正方針	9
(2) 実施主体	9
(3) 補正対象	9

目次

I. 総 則	5
1. 目的	5
2. 改正	5
3. 通知及び公表	5
4. 定義	5
(1) 使用端電力量	5
(2) 二次端電力量	5
(3) 需要端電力量	5
(4) 送電端電力量	5
(5) 発電端電力量	5
(6) 最大3日平均電力	6
(7) 負荷率	6
(8) 夏季需要・ベース需要	6
(9) 供給区域需要	6
(10) 小売需要	6
II. 需 要 想 定 の 基 本 事 項	7
1. 想定目的	7
2. 想定期間	7
3. 想定区分と想定主体	7
(1) 供給区域の需要想定	7
(2) 小売需要の想定	7
4. 想定対象	7
(1) 需要電力量	7
(2) 送電端最大需要電力	7
5. 需要区分	7
(1) 家庭用その他	7
(2) 業務用、産業用その他	8
6. 前提諸元	8
III. 需 要 実 績 の 補 正	9
1. 補正方針	9
2. 補正方法	9
3. 気温補正	9
(1) 補正方針	9
(2) 実施主体	9
(3) 補正対象	9
(4) 需要電力量の補正	9

現 行	変 更 案
(4) 需要電力量の補正 9	(5) 最大需要電力の補正 12
(5) 最大需要電力の補正 12	(6) 本機関への提出 13
(6) 本機関への提出 13	4. 閏補正 14
4. 閏補正 14	(1) 補正方針 14
(1) 補正方針 14	(2) 実施主体 14
(2) 実施主体 14	(3) 補正対象 14
(3) 補正対象 14	(4) 需要電力量の補正 14
(4) 需要電力量の補正 14	(5) 本機関への提出 14
(5) 本機関への提出 14	IV. 供給区域の需要想定 15
IV. 供給区域の需要想定 15	1. 想定方針 15
1. 想定方針 15	2. 想定方法 15
2. 想定方法 15	(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定 15
3. 短期想定(第1年度及び第2年度の想定) 15	(2) 各月の需要想定(第1年度) 18
(1) 第1年度及び第2年度の想定 15	(3) 第3年度から第9年度(中間年度)の想定 22
(2) 各月の需要想定 18	3. 本機関への提出 22
4. 長期想定(第3年度から第10年度までの想定) 19	(1) 提出時期 22
(1) 長期想定(第10年度) 19	(2) 提出内容 22
(2) 中間年度(第3年度から第9年度) 22	(3) 様式 22
5. 本機関への提出 22	4. その他 22
(1) 提出時期 22	V. 供給区域の需要想定の検証 23
(2) 提出内容 22	1. 検証方針 23
(3) 様式 22	2. 実施主体 23
6. その他 22	3. 検証対象 23
V. 供給区域の需要想定の検証 23	4. 検証方法 23
1. 検証方針 23	5. 本機関への提出 23
2. 実施主体 23	(1) 提出時期 23
3. 検証対象 23	(2) 提出内容 24
4. 検証方法 23	(3) 様式 24
5. 本機関への提出 23	VI. 小売需要の想定 25
(1) 提出時期 23	1. 想定方針 25
(2) 提出内容 24	2. 想定方法 25
(3) 様式 24	(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定 26
VI. 自社 需要の想定 25	(2) 各月の需要想定(第1年度) 27
1. 想定方針 25	(3) 第3年度から第9年度(中間年度)の想定 28
2. 想定方法 25	3. 本機関への提出 29
3. 短期想定(第1年度及び第2年度の想定) 25	(1) 提出時期 29
(1) 第1年度及び第2年度の想定 25	(2) 提出内容 29
	(3) 様式 29
	4. 小売需要の想定の検証 29
	5. その他 29

現 行	変 更 案
<ul style="list-style-type: none"> (2) 各月の需要想定 27 4. 長期想定 (第3年度から第10年度までの想定) 27 (1) 長期想定 (第10年度) 27 (2) 中間年度 (第3年度から第9年度) 28 5. 本機関への提出 29 <ul style="list-style-type: none"> (1) 提出時期 29 (2) 提出内容 29 (3) 様式 29 6. その他 29 VII. 電力需要調書記載様式 30 	<ul style="list-style-type: none"> VII. 電力需要調書記載様式 30 附則

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">I.総 則</p> <p>1. 目的 本想定要領は、「電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程」（以下「業務規程」という。）第 18 条に基づき、需要想定の手法等に関する具体的事項を定め、本機関の会員による需要想定業務の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改正 本機関は、業務規程第 19 条 4 項に基づき、本想定要領の改正の必要があると認めるときには、毎年 11 月上旬までに改正する。</p> <p>3. 公表 本機関は、業務規程第 18 条及び第 19 条 5 項に基づき、本想定要領の策定及び改正の際には、会員に通知するとともに公表する。</p> <p>4. 定義 (1) 使用端電力量 一般の需要に応じて一般電気事業者の流通設備を通じて供給される電力量。本要領では、特に断りがない限り、需要電力量は使用端電力量のこととする。</p> <p>(2) 二次端電力量 使用端電力量に配電損失量を加えたもの。</p> <p>(3) 需要端電力量 使用端電力量に一般電気事業者の変電所所内用電力量を加えたもの。</p> <p>(4) 送電端電力量 需要端電力量または使用端電力量に送配電損失量^(注)を加えたもの。もしくは、発受電端電力量から発電所所内用電力量を差し引いたもの。 -(注)-需要端電力量に加える送配電損失量は、一般電気事業者の変電所所内用電力量を含まない。</p> <p>(5) 発受電端電力量 一般電気事業者の発電所の発生電力端の電力量及び他社の発電所で発電された電力量のうち一般電気事業者の流通設備を通じて需要家に供給された電力量の受電地点における計量値を合計したもの。</p>	<p style="text-align: center;">I.総 則</p> <p>1. 目的 本要領は、「電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程」（以下「業務規程」という。）第 18 条に基づき、需要想定の手法等に関する具体的事項を定め、本機関の会員による需要想定業務の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改正 本機関は、業務規程第 19 条第 4 項に基づき、本要領の改正の必要があると認めるときには、毎年 11 月上旬までに改正する。</p> <p>3. 通知及び公表 本機関は、業務規程第 18 条及び第 19 条第 5 項に基づき、本要領を改正する際には、会員に通知するとともに公表する。</p> <p>4. 定義 (1) 使用端電力量 一般の需要に応じて一般送配電事業者の流通設備を通じて供給される電力量。なお、本要領で「需要電力量」という場合、特に断りがない限り、使用端電力量のことを指すものとする。</p> <p>(2) 二次端電力量 使用端電力量に配電損失量を加えたもの。</p> <p>(3) 需要端電力量 使用端電力量に一般送配電事業者の変電所所内用電力量を加えたもの。</p> <p>(4) 送電端電力量 需要端電力量または使用端電力量に送配電損失量[※]を加えたもの。もしくは、発電端電力量から発電所所内用電力量を差し引いたもの。 ※需要端電力量に加える送配電損失量は、一般送配電事業者の変電所所内用電力量を含まない。</p> <p>(5) 発電端電力量 発電所の発生電力端の電力量。</p>

(6) 最大3日平均電力

ある月について1時間の最大需要電力を上位から3日採り、それを平均したもの。~~本要領では、特に断りがない限り、最大需要電力は送電端最大3日平均電力のこととする。~~

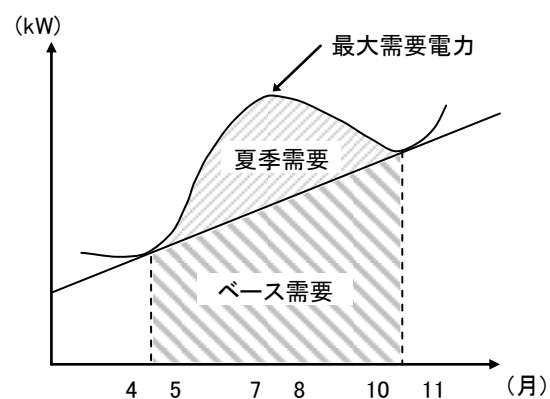
(7) 負荷率

一定期間中の最大需要電力に対する平均電力（一定期間の電力量をその期間の総時間で除したもの。期間の採り方により日・月・年平均電力等がある）の比率で、負荷の特性を表すもの。

(8) 夏季需要・ベース需要

最大需要電力のうち、夏季の気温影響等による需要分を夏季需要とし、それ以外をベース需要とする

【イメージ】



(9) 供給区域需要

一般電氣事業者の各供給区域において、一般電氣事業者の流通設備に接続する~~一般電氣事業者及び特定規模電氣事業者が~~一般の需要に応じて供給する電気の量。

~~-(注)-~~電氣事業法第二条第~~十四項イ~~に掲げる接続供給により供給されるものがある場合、
また、電氣事業法第二条第十四項ハに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は供給区域需要に区分する。

(10) ~~自社~~需要

~~卸電氣事業者を除く~~会員が一般の需要に応じて供給する電気の量。

(6) 最大3日平均電力

ある月について1時間の最大需要電力を上位から3日採り、それを平均したもの。**なお、本要領で「最大需要電力」という場合、特に断りがない限り、送電端最大3日平均電力のことを指すものとする。**

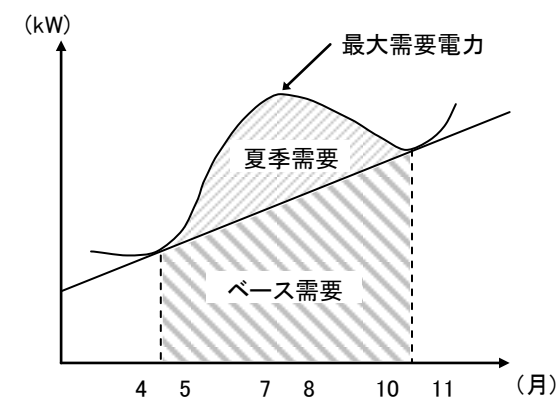
(7) 負荷率

一定期間中の最大需要電力に対する平均電力（一定期間の電力量をその期間の総時間で除したもの。期間の採り方により日・月・年平均電力等がある）の比率で、負荷の特性を表すもの。

(8) 夏季需要・ベース需要

最大需要電力のうち、夏季の気温影響等による需要分を夏季需要とし、それ以外をベース需要とする。

【イメージ】



(9) 供給区域需要

一般**送配電**事業者の各供給区域において、**小売電氣事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が**一般**送配電**事業者の流通設備に接続する一般の需要に応じて供給する電気の量。

なお、電氣事業法の一部を改正する法律（平成26年6月11日成立、以下「改正電氣事業法」という）第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該電気の量は、各供給地点が属する供給区域需要に区分する。

(10) **小売**需要

小売電氣事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量。

Ⅱ. 需 要 想 定 の 基 本 事 項

Ⅱ. 需 要 想 定 の 基 本 事 項

1. 想定目的

将来に亘っての需要を見通すことにより、供給計画における需給バランス評価並びに流通設備計画、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定の前提諸元とする。

1. 想定目的

将来に亘っての需要を見通すことにより、供給計画における需給バランス評価並びに流通設備計画、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定の前提諸元とする。

2. 想定期間

想定期間は、需要想定を実施する年度の翌年度を第1年度とし、第1年度以降10ヵ年間とし、第1年度は月別に想定する。

2. 想定期間

想定期間は、需要想定を実施する年度の翌年度(以下「第1年度」という。)以降10ヵ年間とし、第1年度は月別に想定する。

3. 想定区分と想定主体

(1) 供給区域の需要想定

一般電気事業者(10電力会社)が自らの供給区域の需要を想定する。なお本機関にて、この想定結果をとりまとめ、全国需要の想定とする。

3. 想定区分と想定主体

(1) 供給区域の需要想定

一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、本機関にて策定する全国需要想定水準との比較により妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。

(2) 自社需要の想定

卸電気事業者を除く会員が自らの小売需要を想定する。

(2) 小売需要の想定

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が、自らの小売需要を一般送配電事業者の供給区域毎に想定する。

4. 想定対象

(1) 需要電力量

①供給区域需要

使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

②自社需要

小売販売される使用端電力量及び送電端電力量

4. 想定対象

(1) 需要電力量

①供給区域需要

使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

②小売需要

送電端電力量

(2) 送電端最大需要電力

①各年度の最大3日平均電力

②第1年度については各月の最大3日平均電力

(2) 送電端最大需要電力

①各年度の最大3日平均電力

②第1年度については各月の最大3日平均電力

5. 需要区分

(1) 特定規模需要以外の需要

電灯、低圧電力及び特定規模需要以外の深夜電力、その他電力とする。

5. 需要区分

(1) 家庭用その他

低圧により受電する需要とする。

現 行	変 更 案
<p>(2) 特定規模需要 特別高圧・高圧受電(原則として契約電力50kW以上、但し沖縄電力は特 別高圧受電の需要で原則として契約電力2,000kW以上)とし、業務用^(注)と産業用そ の他^(注)に区分する。</p> <p>(注) 電気事業法第二条第十四項に掲げる接続供給により供給されるものがある場合、 当該分は産業用その他に区分する。また、電気事業法第二条第十四項に掲げる接続供 給により供給されるものがある場合、当該分は業務用または産業用その他に区分する。</p> <p>6. 前提諸元 需要想定で経済指標を用いる際は、業務規程第20条に基づき本機関が策定する経 済見通しを用いることとする。</p>	<p>(2) 業務用、産業用その他 特別高圧・高圧により受電する需要とし、業務用と産業用その他に区分す る。</p> <p>(注) 改正電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該 分は家庭用その他、業務用または産業用その他いずれかの需要区分に含む。</p> <p>6. 前提諸元 需要想定で経済指標を用いる際は、業務規程第20条に基づき本機関が策定す る経済見通しを用いることとする。</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">Ⅲ. 需 要 実 績 の 補 正</p> <p>1. 補正方針 需要想定にあたり、実勢需要を把握するために、気温変動による需要への影響及び閏年の日数影響等を推測し、補正した平年ベースの需要に置き換える。</p> <p>2. 補正方法 上記方針に基づき、原則として、下記の補正を行う。</p> <p>3. 気温補正</p> <p>(1) 補正方針 気温の変動による冷暖房機器などの稼動増減を推測し、この影響を除くことにより、実勢需要を把握する。</p> <p>(2) 実施主体 一般電気事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。</p> <p>(3) 補正対象 供給区域の需要電力量及び最大需要電力を補正対象とする。</p> <p>(4) 需要電力量の補正 原則として、日々の年平均気温^(注)と実績平均気温の温度差の累計に1℃当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等を考慮して算定してもよい。 (注) 年平均気温は30年間の気象庁の観測値に基づく平均の値。西暦の末尾が1となる年に10年ごとに更新。 例) 2011年から2020年までの10年間においては、1981年から2010年までの30年間の平均値を用いる。</p> <p>① 対象累計温度差の算出 対象累計温度差＝実績平均気温累計－年平均気温累計 なお、対象累計温度差の算定にあたっては、足切り温度(注)以上（冬季の場合は以下）を対象とする。 (注) 足切り温度とは冷房需要、暖房需要が稼動し始めると推定される温度。（その温度を超えると（冬季は下回ると）平均日電力量が顕著に増加する温度） 設定温度は夏季20℃（北海道は17℃）、冬季13℃とし、対象累計温度差を算定する際の基準値とする。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ. 需 要 実 績 の 補 正</p> <p>1. 補正方針 需要想定にあたり、実勢需要を把握するために、気温変動による需要への影響及び閏年の日数影響等を推測し、補正した平年ベースの需要に置き換える。</p> <p>2. 補正方法 上記方針に基づき、原則として、下記の補正を行う。</p> <p>3. 気温補正</p> <p>(1) 補正方針 気温の変動による冷暖房機器などの稼動増減を推測し、この影響を除くことにより、実勢需要を把握する。</p> <p>(2) 実施主体 一般送配電事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。</p> <p>(3) 補正対象 供給区域の需要電力量及び最大需要電力を補正対象とする。</p> <p>(4) 需要電力量の補正 原則として、日々の日平均気温における年平均気温[*]と実績気温の累計温度差（以下「対象累計温度差」という。）に1℃当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等を考慮して算定してもよい。 [*] 年平均気温は30年間の気象庁の観測値に基づく平均の値。西暦の末尾が1となる年に10年ごとに更新。例) 2011年から2020年までの10年間においては、1981年から2010年までの30年間の平均値を用いる。</p> <p>① 対象累計温度差の算出 対象累計温度差＝実績平均気温累計－年平均気温累計 なお、対象累計温度差の算定にあたっては、実績平均気温が足切り温度[*]以上（冬季の場合は以下）となる日を対象とする。 [*] 足切り温度とは冷房需要、暖房需要が稼動し始めると推定される温度（その温度を超えると（冬季は下回ると）平均日電力量が顕著に増加する温度）。 設定温度は夏季20℃（北海道は17℃）、冬季13℃とし、対象累計温度差を算定する際の基準値とする。</p>

現 行

② 気温補正の要否判定

平年気温を著しく上回る（もしくは下回る）状態が連続した場合に補正することとし、下記の条件に該当する場合に気温補正を行なう。

a. 対象期間

供給区域毎の期間について下表のとおり区分し、期間に応じて気温補正の要否判定を行なう。

	夏季	冬季	端境月
北海道・東北	7、8月	4、11、12、1、2、3月	5、6、9、10月
東京・中部・北陸・ 関西・中国・四国・ 九州	6、7、8、9月	12、1、2、3月	4、5、10、11月
沖縄	4、5、6、7、8、9、 10、11月	—	12、1、2、3月

b. 夏季・冬季

各月において下記の(a)または(b)の基準が満たされる場合は、**必ずその月全体を対象とした気温補正を実施**する。

(a) 下記の2基準が満たされる場合

- i. 月平均気温の平年差が±0.5℃以上であること。
- ii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。

(b) 上記(a)の基準が満たされない場合で、当該月上旬、中旬、下旬のうち、一つ

以上の旬において下記の3基準が満たされる**場合**

- i. 旬平均気温の平年差が±0.8℃以上であること。
- ii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
- iii. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

c. 端境月

端境月における気温補正の取り扱いとは下記のとおりとする。

(a) 下記の3基準が満たされる場合は必ずその月全体を対象とした気温補

変 更 案

② 気温補正の要否判定

平年**平均**気温を著しく上回る（もしくは下回る）状態が連続した場合に補正することとし、下記の条件に該当する場合に気温補正を**行**う。

a. 対象期間

供給区域毎の期間について下表のとおり区分し、期間に応じて気温補正の要否判定を行う。

	夏季	冬季	端境月
北海道・東北	7、8月	4、11、12、1、2、3月	5、6、9、10月
東京・中部・北陸・ 関西・中国・四国・ 九州	6、7、8、9月	12、1、2、3月	4、5、10、11月
沖縄	4、5、6、7、 8、9、10、11月	—	12、1、2、3月

b. 夏季・冬季

各月において下記の(a)または(b)の基準が満たされる場合の**取り扱い**は、**下記のとおりとする**。

(a) 下記の2基準が満たされる場合は、**必ずその月全体を対象とした気温補正を実施する**。

- i. 月平均気温の平年差が±0.5℃以上であること。
- ii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。

(b) 上記(a)の基準が満たされない場合で、当該月上旬、中旬、下旬のうち、一つ

以上の旬において下記の3基準が満たされる**ときは、必ずその月全体を対象とした気温補正を実施する**。

- i. 旬平均気温の平年差が±0.8℃以上であること。
- ii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
- iii. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

c. 端境月

端境月における気温補正の扱いは、**下記のとおりとする**。

(a) 下記の3基準が満たされる場合は、**必ずその月全体を対象とした気温補**

現 行	変 更 案
<p>正を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 月平均気温の平年差が±0.5℃以上であること。 ii. 月平均の実績温度が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。 iii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。 <p>(b) 下記の4基準が満たされる場合は必ず旬単位の補正を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 上記(a)の基準が満たされないこと。 ii. 旬平均気温の平年差が±0.8℃以上であること。 iii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。 iv. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。 <p>③発受電端電力量気温感応度（百万 kWh/℃）の推計</p> <p>a. 毎日の発受電端電力量(注)（被説明変数）と平均気温（説明変数）との一次関数モデルのあてはめを行い、平均気温の回帰係数を気温感応度とみなす。</p> <p>なお、発受電端電力量は原則として、発受電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができる。この場合、対象外とした特定の需要については、その旨を明示することとする。</p> <p>b. 気温と電力量との相関は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位の算定等においては、連続する旬もしくはは月を含めた相関も可とする。</p> <p>c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。</p> <p>(注) 発受電端電力量に代えて送電端もしくは二次端電力量により算定しても良い。</p> <p>④気温による変動量の算定 $\text{気温感応度 (百万 kWh/℃)} \times \text{対象累計温度差 (℃)} = \text{気温変動量}$</p> <p>⑤発受電端気温変動量の使用端への置換 発受電端気温変動量の使用端への置換は、総合損失率(注)を使用する。</p> <p>(注) 送電端もしくは二次端電力量により算定する場合は、送配電損失率もしくは配電損失率を使用する。</p>	<p>正を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 月平均気温の平年差が±0.5℃以上であること。 ii. 月平均の実績温度が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。 iii. 月平均気温の平年差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。 <p>(b) 上記(a)の基準が満たされない場合で、下記の3基準が満たされるときは、必ず旬単位の気温補正を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 旬平均気温の平年差が±0.8℃以上であること。 ii. 旬平均の平年気温及び実績気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。 iii. 旬平均気温の平年差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。 <p>③送電端電力量気温感応度（百万 kWh/℃）の推計</p> <p>a. 毎日の送電端電力量※（被説明変数）と平均気温（説明変数）との一次関数モデルのあてはめ（以下「相関計算」という。）を行い、平均気温の回帰係数を気温感応度とみなす。</p> <p>なお、送電端電力量は原則として、送電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができる。この場合、対象外とした特定の需要については、その旨を明示することとする。</p> <p>b. 気温と電力量との相関計算は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位での相関計算や連続する旬または月を含めた相関計算も可とする。</p> <p>c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。</p> <p>※送電端電力量に代えて発電端電力量及び送電端電力量の組み合わせ、もしくは二次端電力量により算定してもよい。</p> <p>④気温による変動量の算定 $\text{気温感応度 (百万 kWh/℃)} \times \text{対象累計温度差 (℃)} = \text{気温変動量}$</p> <p>⑤送電端気温変動量の使用端への置換 送電端気温変動量の使用端への置換は、送配電損失率※を使用する。</p> <p>※発電端電力量及び送電端電力量の組み合わせ、もしくは二次端電力量により算定する場合は、総合損失率もしくは配電損失率を使用する。</p>

現 行	変 更 案
<p>⑥用途別の補正対象及び配分方法</p> <p>a. 使用端気温変動量の各用途への配分 各用途の夏季（冬季）需要電力量の構成比または用途別の気温感応度の傾向などに応じて行なうこととする。 ただし、配分した用途別電力量による原単位が従来の趨勢から著しく乖離しているものは、原単位の趨勢で補正し得るものとする。</p> <p>b. 夏季（冬季）需要電力量の定義 冷暖房需要がほとんど使用されない月を結んだ直線をベース需要成長線とし、当該成長線を上回る部分を夏季（冬季）需要電力量とする。</p> <p>c. 用途別の補正対象 原則として電灯、業務用、低圧電力とする。 ただし、地域・需要特性に応じて補正対象を変えることができるものとする。</p> <p>⑦気温による変動量の調定月ベースへの置換 暦月ベースの用途別使用端気温変動量について、調定月ベースへの置換は、各社の検針日の態様に依りて行う。 (注) 補正対象となる需要実績（調定月ベース）は個々のお客さまの検針結果の集計であり、検針日の都合により、日々のマクロ実績を合計した需要実績（暦月ベース）とは一致しないことがある。</p> <p>(5) 最大需要電力の補正</p> <p>①気温補正方法 原則として、夏季（7～9月）のうち全国最大発生日および自らの供給区域の最大発生日の気温補正は下記の何れかにより算定する。</p> <p>a. 実績最高気温と基準最高気温(注)の温度差と1℃当たりの気温感応度を乗じて算定する。</p> <p>b. 実績不快指数と基準不快指数(注)の差と1ポイント当たりの不快指数感応度を乗じて算定する。 なお、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、湿度、降水量、露点温度、前日までの気温等）を考慮して算定してもよい。 また、冬季において、気温補正が必要となる場合は、原則として、実績平均気温と基準平均気温(注)の温度差と1℃当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、最高気温、降水量、降雪量、前日までの気温等）を考慮して算定してもよい。</p> <p>(注) 基準最高気温、基準不快指数、基準平均気温は過去の最大3日平均電力発生日の実績に基づき設定する。</p>	<p>⑥用途別の補正対象及び配分方法</p> <p>a. 使用端気温変動量の各用途への配分 各用途の夏季（冬季）需要電力量の構成比または用途別の気温感応度の傾向などに応じて行うこととする。 但し、配分した用途別電力量による原単位が従来の趨勢から著しく乖離しているものは、原単位の趨勢で補正し得るものとする。</p> <p>b. 夏季（冬季）需要電力量の定義 冷暖房需要がほとんど使用されない月を結んだ直線をベース需要成長線とし、当該成長線を上回る部分を夏季（冬季）需要電力量とする。</p> <p>c. 用途別の補正対象 原則として家庭用その他、業務用とする。 但し、地域・需要特性に応じて補正対象を変えることができるものとする。</p> <p>⑦気温による変動量の調定月ベースへの置換 暦月ベースの用途別使用端気温変動量について、調定月ベースへの置換は、各社の検針日の態様に依りて行う。 (注) 補正対象となる需要実績（調定月ベース）は個々の需要家の検針結果の集計であり、検針日の都合により、日々のマクロ実績を合計した需要実績（暦月ベース）とは一致しないことがある。</p> <p>(5) 最大需要電力の補正</p> <p>② 気温補正方法 原則として、夏季（7～9月）のうち全国最大発生日及び自らの供給区域の最大発生日の気温補正は下記の何れかにより算定する。</p> <p>a. 実績最高気温と基準最高気温(注)※の温度差と1℃当たりの気温感応度を乗じて算定する。</p> <p>b. 実績不快指数と基準不快指数(注)※の差と1ポイント当たりの不快指数感応度を乗じて算定する。 なお、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、湿度、降水量、露点温度、前日までの気温等）を考慮して算定してもよい。 また、冬季において、気温補正が必要となる場合は、原則として、実績平均気温と基準平均気温(注)※の温度差と1℃当たりの気温感応度を乗じて算定するが、地域の実情等（最大需要電力発生時気温、最低気温、最高気温、降水量、降雪量、前日までの気温等）を考慮して算定してもよい。</p> <p>※ 基準最高気温、基準不快指数、基準平均気温は過去の最大3日平均電力発生日の実績に基づき設定する。</p>

現 行

②発受電端電力気温感応度（万 kW/℃）の推計

- a. 毎日の発受電端最大需要電力~~（注）~~（被説明変数）と最高気温（説明変数）との~~一次関数等モデルのあてはめ~~を行い、最高気温の回帰係数を気温感応度とみなす。
（不快指数等を用いる場合も同様に算定する。）
なお、発受電端最大需要電力は原則として、発受電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができる。
- b. 気温と最大需要電力との相関は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位での相関や連続する旬または月を含めた相関も可とする。
- c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。

~~（注）発受電端最大需要電力に代えて送電端もしくは二次端最大需要電力により算定しても良い。~~

③基準気温差の算出

基準気温差＝実績最高気温－基準最高気温
（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

④気温による変動量の算定

気温感応度（万 kW/℃）×基準気温差（℃）＝気温変動量
（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

⑤発受電端気温変動量の送電端への置換

~~——発受電端気温変動量の送電端への置換は、損失率を使用する。~~

（6）本機関への提出

①提出時期

業務規程第 19 条に基づき、下表に定める期限までに本機関に提出する。

項目		提出期限
需要電力量	前年度下期 前年度	毎年6月末
	当年度上期	毎年11月末
最大需要電力	当年夏季※	毎年10月末

※ 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、前年度冬季の提出期限は毎年 5 月末とする。

変 更 案

②送電端電力気温感応度（万 kW/℃）の推計

- a. 毎日の送電端最大需要電力※（被説明変数）と最高気温（説明変数）との相関計算を行い、最高気温の回帰係数を気温感応度とみなす。（不快指数等を用いる場合も同様に算定する。）
なお、送電端最大需要電力は原則として、送電端合計値とするが、大口需要・特殊需要など全体の基調把握に支障をきたすような需要については、これを対象外とすることができる。
- b. 気温と最大需要電力との相関計算は、原則として「対象月ごとに」行うものとするが、旬単位での相関計算や連続する旬または月を含めた相関計算も可とする。
- c. 相関計算にあたっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とする。

※送電端最大需要電力に代えて発電端及び送電端の組み合わせ、もしくは二次端の最大需要電力により算定してもよい。なお、発電端及び送電端の組み合わせ、もしくは二次端の最大需要電力により算定する場合は、発電端と発電所内用電力の比率もしくは送電損失率を利用して送電端に置換する。

③基準気温差の算出

基準気温差＝実績最高気温－基準最高気温
（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

④気温による変動量の算定

気温感応度（万 kW/℃）×基準気温差（℃）＝気温変動量
（不快指数等を用いて算定する場合も上記に準じて算定する。）

（6）本機関への提出

①提出時期

業務規程第 19 条第 1 項に基づき、下表に定める期限までに本機関に提出する。

項目	提出期限	
需要電力量	前年度下期 及び前年度	毎年 6 月末
	当年度上期	毎年 11 月末
最大需要電力	当年夏季※	毎年 10 月末

※ 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、前年度冬季の提出期限は毎年 5 月末とする。

現 行	変 更 案
<p>②提出内容 供給区域における需要実績及び当該需要実績に対する気温による影響量等の情報とする。</p> <p>③様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p> <p>4. 閏補正 (1) 補正方針 閏年は暦日数が平年(365日)より1日多いことから、暦日数を平年に置き換えることにより、1日分の影響を除去し、需要の実勢を把握する。</p> <p>(2) 実施主体 一般電気事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。</p> <p>(3) 補正対象 閏年について、供給区域の需要電力量(気温補正前)を補正対象とする。</p> <p>(4) 需要電力量の補正 ①閏補正後使用端電力量の算定 $\text{閏補正後使用端電力量} = \text{使用端電力量} \times 365 \text{日} \div 366 \text{日}$ (閏補正電力量 = 使用端電力量 - 閏補正後使用端電力量)</p> <p>②閏補正後送電端電力量・閏補正後需要端電力量の算定 上記①に準じて算定する。なお、損失率を用いて算定しても良い。</p> <p>(5) 本機関への提出 閏補正を行なった場合は、前記3. 気温補正量とあわせて本機関に提出する。</p>	<p>②提出内容 供給区域における需要実績及び当該需要実績に対する気温による影響量等の情報とする。</p> <p>③様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p> <p>4. 閏補正 (1) 補正方針 閏年は暦日数が平年(365日)より1日多いことから、暦日数を平年に置き換えることにより、1日分の影響を除去し、需要の実勢を把握する。</p> <p>(2) 実施主体 一般送配電事業者が自らの供給区域の需要実績を補正する。</p> <p>(3) 補正対象 閏年について、供給区域の需要電力量(気温補正前)を補正対象とする。</p> <p>(4) 需要電力量の補正 ①閏補正後使用端電力量の算定 $\text{閏補正後使用端電力量} = \text{使用端電力量} \times 365 \text{日} \div 366 \text{日}$ (閏補正電力量 = 使用端電力量 - 閏補正後使用端電力量)</p> <p>②閏補正後送電端電力量・閏補正後需要端電力量の算定 上記①に準じて算定する。なお、損失率を用いて算定してもよい。</p> <p>(5) 本機関への提出 閏補正を行った場合は、前記3. 気温補正の結果とあわせて本機関に提出する。</p>

IV. 供 給 区 域 の 需 要 想 定

IV. 供 給 区 域 の 需 要 想 定

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通しを指標とし、最近の需要動向や過去における実績傾向及び地域の実情等を総合勘案の上、想定期間における平年ベースの需要電力量、送電端電力量、送電端最大需要電力を想定する。

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通しを指標とし、最近の需要動向や過去における実績傾向及び地域の実情等を総合勘案の上、想定期間における平年ベースの需要電力量、送電端電力量、送電端最大需要電力を想定する。

2. 想定方法

上記方針に基づき、下記の手法により想定する。

想定は、原則として時系列または経済指標との回帰式によるものとする。

~~なお、~~異常値の控除、気温・閏補正等を行った場合、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

2. 想定方法

上記方針に基づき、下記の手法により想定する。

想定は、原則として時系列または経済指標との回帰式によるものとする。

なお、**想定における実績の観測期間は、短期想定（第1年度及び第2年度の想定）は原則として推定実績*を含む過去5～10年間、長期想定（第3年度から第10年度までの想定）は原則として前年度までの過去11年間によるものとする。**

また、異常値の控除、気温・閏補正等を行った場合、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

※推定実績については、年間需要電力量は11月まで実績、12～3月は推計値とし、夏季の最大需要電力は実績とする。

~~3. 短期想定（第1年度及び第2年度の想定）~~

~~(1) 第1年度及び第2年度の想定~~

~~想定における実績の観測期間は、原則として推定実績*を含む過去5～10年間とする。~~

~~(注) 推定実績については、年間需要電力量は11月まで実績、12～3月は推計値とし、夏季の最大需要電力は実績とする。~~

(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

①需要電力量

a. ~~特定規模需要以外の需要~~

(a) ~~電一灯~~

~~従量電灯A・B、従量電灯C、その他電灯、選択約款に分けて想定する。~~

~~i. 従量電灯A・B~~

~~原則として、~~口数・原単位法により想定する。~~なお、地域の实情等に依りて~~
~~選択約款導入前（時間帯別電灯、低圧高負荷型契約導入前）で想定してもよい。~~

①需要電力量

a. **家庭用その他**

原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。

(a) 口数・原単位法により想定する。

	定 義	想 定 方 法
口 数	年間延契約口数	供給区域内人口／一口当たり人口による方法や時系列傾向線による方法、新設住宅着工戸数との相関による方法等により想定する。
原単位	年間需要電力量／口数	時系列傾向線や住宅設備の大型化傾向、経済指標との相関等により想定する。

	定 義	想 定 方 法
口 数	年間延契約口数 × 1/12	供給区域内人口／一口当たり人口による方法や時系列傾向線による方法、新設住宅着工戸数との相関による方法等により想定する。
原単位	年間需要電力量／口数	時系列傾向線や経済指標との相関等により想定する。

(b) 供給区域の人口動向との相関による方法、時系列傾向線による方法や経済指標との相関による方法等により想定する。

なお、地域の特性、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。

~~ii. 従量電灯C~~

~~原則として、需要数・原単位法により想定する。なお、地域の実情等に応じて選択約款導入前（時間帯別電灯、低圧高負荷型契約導入前）で想定してもよい。~~

	定 義	想 定 方 法
需要数	年間延契約 kVA	時系列傾向線や住宅設備の大型化傾向等により想定する。
原単位	年間需要電力量 —/需要数	時系列傾向線や住宅設備の大型化傾向、経済指標との相関等により想定する。

~~iii. その他電灯~~

~~契約種別ごとの積み上げ、または年間需要電力量の時系列傾向線等から想定する。~~

~~iv. 選択約款^(注)~~

~~原則として、需要数・原単位法、または年間需要電力量の時系列傾向線等から想定する。~~

~~(注) 選択約款＝時間帯別電灯、低圧高負荷型契約~~

~~低圧電力^(注)~~

~~原則として、需要数・原単位法、または年間需要電力量の時系列傾向線により想定する。また、地域の実情等に応じて選択約款導入前（低圧高負荷型契約導入前）で想定してもよい。~~

	定 義	想 定 方 法
需要数	年間延契約 kW	第2次産業粗資本ストックと第3次産業粗資本ストックの合計値等との相関や時系列傾向線等により想定する。
原単位	年間需要電力量 —/需要数	経済動向や地域産業の特性を考慮する方法、時系列傾向線等により想定する。

~~(注) 製造業・非製造業など業種別に分けて想定してもよい。~~

~~その他電力~~

~~深夜電力、その他電力に分けて想定する。~~

現 行	変 更 案
<p>i. 深夜電力 原則として、口数・原単位法、または需要数・原単位法により想定する。なお、地域の実情等に応じて選択約款導入前（時間帯別電灯、低圧高負荷型契約導入前）で想定してもよい。</p> <p>ii. その他電力 原則として、臨時電力、農事用電力、融雪用電力、建設工事用電力、事業用電力の積み上げ、または時系列傾向線等により想定する。 なお、沖縄電力の業務用電力、高圧電力A及び高圧電力Bについては、次項の「②特定規模需要」に準じ想定する。</p> <p>b. 特定規模需要</p> <p>(a) 業務用 <small>(注)</small> 原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。 i. 国内総生産、第3次産業粗資本ストック等との相関 ii. 時系列傾向線 なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。 (注) 電気事業法第二条第十四項ハに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は上記想定値に含む。</p> <p>(b) 産業用その他 <small>(注)</small> 原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。 i. 鉱工業生産指数、国内総生産、第2次産業粗資本ストック等との相関 ii. 時系列傾向線 なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。 (注) 電気事業法第二条第十四項イ及びハに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は上記想定値に含む。</p> <p>②送電端電力量 変電所所内用電力量を実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定し、それを需要電力量合計に加算（需要端電力量）、さらに、（需要端電力量－送電端電力量）／送電端電力量で求められる送配電損失率を実績傾向ならびに将来動向を勘案して別途想定し、下記により送電端電力量を求める。</p>	<p>b. 業務用 原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。 (a) 国内総生産、第3次産業粗資本ストック等との相関 (b) 時系列傾向線 なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。</p> <p>c. 産業用その他 原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。 (a) 鉱工業生産指数、国内総生産、第2次産業粗資本ストック等との相関 (b) 時系列傾向線 なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。</p> <p>②送電端電力量 変電所所内用電力量を実績傾向並びに将来動向を勘案して想定し、それを需要電力量合計に加算（需要端電力量）、さらに、（需要端電力量－送電端電力量）／送電端電力量で求められる送配電損失率を実績傾向並びに将来動向を勘案して別途想定し、下記により送電端電力量を求める。</p>

送電端電力量

$$= (\text{需要電力量} + \text{変電所所内用電力量}) / (1 - \text{送配電損失率})$$

送電端電力量

$$= (\text{需要電力量} + \text{変電所所内用電力量}) / (1 - \text{送配電損失率})$$

③送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

a. 夏季需要~~(注)~~とベース需要の積み上げ

~~ただし、冬季に最大需要電力が発生する地域においては、同様に冬季需要とベース需要に区分して想定する。~~

③送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

a. 夏季需要~~*~~とベース需要の積み上げ

~~但し、冬季に最大需要電力が発生すると想定する地域においては、同様に冬季需要~~*~~とベース需要に区分して想定する。~~

	定 義	想 定 方 法
夏季需要	最大需要電力 －ベース需要	国内総生産、民間最終消費支出、夏季関連電力需要等との相関、時系列傾向線等により想定する。
ベース需要	端境月の需要水準	国内総生産、民間最終消費支出、鉱工業生産指数等との相関、時系列傾向線等により想定する。

	定 義	想 定 方 法
夏季需要	最大需要電力 －ベース需要	国内総生産、民間最終消費支出、夏季関連電力需要等との相関、時系列傾向線等により想定する。
ベース需要	端境月の需要水準	国内総生産、民間最終消費支出、鉱工業生産指数等との相関、時系列傾向線等により想定する。

~~(注) 夏季需要は、全国最大需要電力発生月の値(気温補正前、気温補正後)により想定することを原則とするが、全国最大需要電力発生月と異なる月にエリア最大が発生している場合は、エリア最大発生月の値(気温補正前、気温補正後)により計算してもよい。~~

※夏季需要および冬季需要は、各供給区域の一般送配電事業者が指定する月の値（気温補正前、気温補正後）により想定する。

b. 負荷率による想定

年（もしくは月、日）負荷率の実績傾向等から想定する。

~~なお、地域特性（自由化市場の動向等）に応じて、後述の長期想定で策定した需要水準等を勘案のうえ想定してもよい。~~

b. 負荷率による想定

年（もしくは月、日）負荷率の実績傾向等から想定する。

なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。

(2) 各月の需要想定

各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。

(2) 各月の需要想定（第1年度）

各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。

~~4. 長期想定（第3年度から第10年度までの想定）~~

~~想定における実績の観測期間は、原則として前年度までの過去11年間によるものとする。~~

~~（1）長期想定（第10年度）~~

~~①需要電力量~~

~~a. 特定規模需要以外の需要~~

~~（a）電 灯~~

~~従量電灯、その他電灯、選択約款に分けて想定する。~~

~~i. 従量電灯~~

~~原則として、口数・原単位法により想定する。~~

	定 義	想 定 方 法
口 数	年間延契約口数×1/12	＝口当たり人口の傾向により従量電灯＋時間帯別電灯口数を求め、従量電灯A B分、従量電灯C分、時間帯別電灯分に分ける。
原単位	年間需要電力量／口数	時系列傾向線等により想定する。

~~なお、地域特性に応じて、年間需要電力量を民間最終消費支出相関、時系列傾向線等から想定してもよい。~~

~~ii. その他電灯~~

~~年間需要電力量の時系列傾向線等から想定する。~~

~~iii. 選択約款^(注)~~

~~原則として、口数及び一口当たり電力量原単位の傾向等、または年間需要電力量の時系列傾向線等から想定する。~~

~~(注) 選択約款＝時間帯別電灯、低圧高負荷型契約~~

~~（b）低圧電力^(注)~~

~~原則として、需要数・原単位法により想定する。~~

	定 義	想 定 方 法
需要数	年間延契約 kW×1/12	第2次産業粗資本ストックと第3次産業粗資本ストックの合計値等との相関や時系列傾向線等により想定する。
原単位	年間需要電力量／需要数	経済動向や地域産業の特性を考慮する方法、時系列傾向線等により想定する。

~~（注）製造業・非製造業など業種別に分けて想定してもよい。~~

(a) ~~その他電力~~

~~深夜電力、その他電力に分けて想定する。~~

~~i. 深夜電力~~

~~原則として、口数・原単位法により想定する。~~

~~ii. その他電力~~

~~下記の何れかにより年間需要電力量を想定する。~~

~~(i) その他電力の比率~~

~~＝(その他電力)／(特定規模需要以外の需要－その他電力)
の傾向等を考慮して想定する。~~

~~(ii) 臨時電力、農事用電力、融雪用電力、建設工事用電力及び事業用電力をそれぞれ諸経済指標との相関、時系列傾向線、需要家動向等を総合勘案のうえ想定し、それぞれの積み上げとする。~~

~~(iii) 沖縄電力の業務用電力、高圧電力 A 及び高圧電力 B については、次項の「b. 特定規模需要」に準じ想定する。~~

~~b. 特定規模需要~~

~~(a) 業務用^(注)~~

~~原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。~~

~~i. 国内総生産、第3次産業粗資本ストック等との相関~~

~~ii. 時系列傾向線~~

~~なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。~~

~~（注）電気事業法第二条第十四項ハに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は上記~~

~~想定値に含む。~~

~~-(b) 産業用その他^(注)~~

~~原則として、下記の何れかを用いて電力量を想定する。~~

- ~~i. 鉱工業生産指数、国内総生産、第2次産業粗資本ストック等との相関~~
- ~~ii. 時系列傾向線~~

~~なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。~~

~~(注) 電気事業法第二条第十四項イ及びハに掲げる接続供給により供給されるものがある場合、当該分は上記想定値に含む。~~

②送電端電力量

~~変電所所内用電力量を実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定し、それを需要電力量合計に加算（需要端電力量）、さらに、送配電損失率を実績傾向ならびに将来動向を勘案して別途想定し、下記により送電端電力量を求める。~~

~~送電端電力量~~

~~$$= (\text{需要電力量} + \text{変電所所内用電力量}) / (1 - \text{送配電損失率})$$~~

③送電端最大需要電力

~~下記の何れかにより想定する。~~

~~a. 夏季需要^(注)とベース需要の積み上げ~~

~~ただし、冬季に最大需要電力が発生する地域においては、同様に冬季需要とベース需要に区分して想定する。~~

	定 義	想 定 方 法
夏季 需要	最大需要電力 —ベース需要	国内総生産、民間最終消費支出、夏季関連電力需要等との相関、時系列傾向線等により想定する。
ベース 需要	端境月の需要水準	国内総生産、民間最終消費支出、鉱工業生産指数等との相関、時系列傾向線等により想定する。

~~(注) 夏季需要は、全国最大需要電力発生月の値(気温補正前、気温補正後)により想定することを原則とするが、全国最大需要電力発生月と異なる月にエリア最大が発生している場合は、エリア最大発生月の値(気温補正前、気温補正後)により計算してもよい。~~

~~b. 負荷率による想定~~

~~年(もしくは月、日)負荷率の実績傾向等から想定する。~~

~~なお、地域特性(自由化市場の動向等)に応じて、前述の短期想定で策定した需要水準等を勘案のうえ想定してもよい。~~

現 行	変 更 案
<p>(2) 中間年度（第3年度から第9年度） 中間年度の想定方法は次の通りとする。 第3年度以降は実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。なお、第5年度想定値の需要電力量については、「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。</p> <p>5. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給区域の需要想定 毎年1月20日（但し、当該日が業務規程第10条(業務を行う場所、営業日及び営業時間)第3項各号に掲げる本機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、各条に定める場合を除き、期限を定める箇所について同じ）までに、本機関に提出する。</p> <p>②供給計画の案 業務規程第23条(供給計画の案の提出)による。 a. 長期（第3年度から第10年度）の需要想定 毎年2月20日 b. 短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 毎年3月15日</p> <p>③供給計画 業務規程第25条(供給計画の提出)による。</p> <p>(2) 提出内容 業務規程第21条(全国の需要想定の方針)第2項に定める想定期間及び想定対象による。</p> <p>(3) 様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。</p> <p>(2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。</p>	<p>(3) 第3年度から第9年度（中間年度）の想定 中間年度の想定方法は次の通りとする。 第3年度以降は実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給区域の需要想定 業務規程第21条第2項による。 毎年1月20日（但し、当該日が業務規程第10条第3項各号に掲げる本機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、期限を定める箇所について同じ）</p> <p>②供給計画の案 業務規程第23条による。 a. 長期（第3年度から第10年度）の需要想定 毎年2月20日 b. 短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 毎年3月15日</p> <p>③供給計画 業務規程第25条による。 毎年3月25日</p> <p>(2) 提出内容 業務規程第21条第2項に定める想定期間及び想定対象による。</p> <p>(3) 様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。</p> <p>(2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。</p>

V. 供給区域の需要想定を検証

1. 検証方針

供給区域需要について、過去に供給計画として届け出た需要想定と実績とを比較及び検証し、その知見をもって本要領の検証を行うなど、想定精度の向上に繋げる。

2. 実施主体

一般電気事業者が自らの供給区域について行う。

3. 検証対象

前年度の需要電力量（使用端）及び当年度の夏季最大3日平均電力（送電端）の実績と、供給区域における過去に供給計画として届け出た需要想定のうち原則として下表の想定とを比較し、その差異について検証を行う。

但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については前年度の冬季最大3日平均電力（送電端）も対象とする。

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力*	前年度計画の第1年度

※冬季に年間の最大需要電力が発生する

供給区域のみ対象

~~（注）本機関は、対象となる想定を必要に応じて変更することがある。~~

4. 検証方法

実績と想定との差について、気温等の影響や、人口、経済動向その他想定時に織り込んだ事象についてその影響量を検証する。詳細はVII. 電力需要調書記載様式に定める様式に準拠する。

5. 本機関への提出

(1) 提出時期

業務規程第19条第2項第1号及び第2号による。

比較対象とする需要実績	提出期限
前年度の需要電力量	毎年7月末
当年度の夏季最大3日平均電力	毎年10月末
前年度の冬季最大3日平均電力*	毎年5月末

※冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象

V. 供給区域の需要想定を検証

1. 検証方針

供給区域の需要について、過去に供給計画として届け出た需要想定と実績とを比較及び検証し、その知見をもって本要領の検証を行うなど、想定精度の向上に繋げる。

2. 実施主体

一般送配電事業者が自らの供給区域について行う。

3. 検証対象

前年度の需要電力量（使用端）及び当年度の夏季最大3日平均電力（送電端）の実績と、供給区域における過去に供給計画として届け出た需要想定のうち原則として下表の想定とを比較し、その差異について検証を行う。

但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については前年度の冬季最大3日平均電力（送電端）も対象とする。なお、本機関は、検証する需要想定を必要に応じて変更することがある。

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力*	前年度計画の第1年度

※冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象

4. 検証方法

実績と想定との差について、気温等の影響や、人口、経済動向等、想定時に織り込んだ事象についてその影響量を検証する。詳細はVII. 電力需要調書記載様式に定める様式に準拠する。

5. 本機関への提出

(1) 提出時期

業務規程第19条第2項第1号及び第2号による。

比較対象とする需要実績	提出期限
前年度の需要電力量	毎年7月末
当年度の夏季最大3日平均電力	毎年10月末
前年度の冬季最大3日平均電力*	毎年5月末

現 行	変 更 案
<p>(2) 提出内容 3. 検証対象による。</p> <p>(3) 様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p>	<p>※冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象</p> <p>(2) 提出内容 3. 検証対象による。</p> <p>(3) 様式 VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。</p>

VI. ~~自 社~~ 需 要 の 想 定VI. **小 売** 需 要 の 想 定

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通し等も参考にしながら、最近の需要動向や過去における実績傾向、電源の調達計画、販売計画等を総合勘案の上、想定期間における~~需要電力量~~、送電端電力量、送電端最大需要電力を想定する。

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通し等も参考にしながら、最近の需要動向や過去における実績傾向、電源の調達計画、販売計画等を総合勘案の上、想定期間における送電端電力量、送電端最大需要電力を**一般送配電事業者の供給区域毎**に想定する。

2. 想定方法

上記方針に基づき、原則として下記の手法により想定する。

なお、異常値の控除、気温・閏補正等を行った**場合**、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

2. 想定方法

上記方針に基づき、原則として下記の手法により想定する。

なお、**過去における実績傾向を用いる場合**で異常値の控除、気温・閏補正等を行った**とき**、及び想定手法を従来から変更した場合は、その旨明らかにすること。

~~3. 短期想定（第1年度及び第2年度の想定）~~~~(1) 第1年度及び第2年度の想定~~

~~時系列または経済指標との回帰式により想定する場合、想定における実績の観測期間は、原則として推定実績^(注)を含む過去5～10年間とする。~~

※送電端電力量および送電端最大需要電力を想定する際に損失率を用いる必要が生じた場合には、原則として接続送電サービスを締結する一般送配電事業者の供給区域毎の託送供給約款に記載の損失率、または過去の実績に基づく損失率を用いる。

~~(注) 推定実績については、年間需要電力量は11月まで実績、12～3月は推計値とし、夏季の最大需要電力は実績とする。~~

①需要電力量

~~a. 特定規模需要以外の需要~~

~~前記「IV. 供給区域の需要想定 3. 短期想定 (1) 第1年度及び第2年度の想定 ① 需要電力量 a. 特定規模需要以外の需要」に準じて想定する。~~

~~なお、平成28年度以降は、下記の手法を用いて想定してもよい。~~

- ~~(a) 当該供給区域における自社需要以外の需要を将来動向を勘案して想定し、それを前記「IV. 供給区域の需要想定」で想定した供給区域の需要から控除して想定する。~~
- ~~(b) 電源の調達計画等に基づき想定する。~~
- ~~(c) 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。~~
- ~~(d) 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。~~
- ~~(e) そのほか合理的な手法により想定する。~~

特定規模需要

~~下記の何れかを用いて電力量を想定する。また「業務用」及び「産業用その他」をそれぞれ下記に準じて想定し、積み上げてよい。~~

- ~~(a) 前記「IV. 供給区域の需要想定 3. 短期想定(第1年度及び第2年度の想定)(1) 第1年度及び第2年度の想定 ①需要電力量 b. 特定規模需要」に準じて想定する。~~
- ~~(b) 当該供給区域における自社需要以外の需要を実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定し、それを前記「IV. 供給区域の需要想定」で想定した供給区域の需要から控除して想定する。~~
- ~~(c) 電源の調達計画等に基づき想定する。~~
- ~~(d) 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。~~
- ~~(e) 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。~~
- ~~(f) そのほか合理的な手法により想定する。~~

②送電端電力量

下記の何れかを用いて電力量を想定する。

- ~~a. 前記「IV. 供給区域の需要想定 3. 短期想定(1) 第1年度及び第2年度の想定 ②送電端電力量」に準じて想定する。~~
- ~~b. 接続送電サービスを締結する一般電気事業者の供給区域毎の託送供給約款に記載の損失率から想定する。~~
- ~~c. 送電端電力量や送配電損失率の実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定する。~~
- d. 電源の調達計画等に基づき想定する。

③送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

- ~~a. 前記「IV. 供給区域の需要想定 3. 短期想定(1) 第1年度及び第2年度の想定 ③送電端最大需要電力」に準じて想定する。~~
- ~~b. 送電端最大需要電力の実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定する。~~
- c. 電源の調達計画等に基づき想定する。
- d. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- e. 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。
- f. そのほか合理的な手法により想定する。

~~なお、地域特性(自由化市場の動向等)に応じて、後述の長期想定で策定した需要水準等を勘案のうえ想定してもよい。~~

(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

①送電端電力量

下記の何れかを用いて電力量を想定する。

- a. 最近の需要動向や過去における実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。
- b. 電源の調達計画等に基づき想定する。
- c. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- d. 本機関が1月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。
- e. 上記手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。
- f. そのほか合理的な手法により想定する。

②送電端最大需要電力

下記の何れかにより想定する。

- a. 最近の需要動向や過去における実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案のうえ想定してもよい。
- b. 電源の調達計画等に基づき想定する。
- c. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- d. 本機関が1月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。
- e. 年(もしくは月、日)負荷率の実績傾向等から想定する。
- f. 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。
- g. そのほか合理的な手法により想定する。

現 行	変 更 案
<p>(2) 各月の需要想定 下記の何れかにより想定する。</p> <p>① 上記「(1) 第1年度及び第2年度の想定」において、各月毎に想定している場合はその値とする。</p> <p>② 各月の実績傾向等や個別需要家の計画から想定する。</p> <p>長期想定（第3年度から第10年度までの想定）</p> <p>(1)長期想定（第10年度）</p> <p>時系列または経済指標との回帰式により想定する場合、想定における実績の観測期間は、原則として前年度までの過去11年間によるものとする。</p> <p>需要電力量</p> <p>a. 特定規模需要以外の需要</p> <p>—前記「IV. 供給区域の需要想定 4. 長期想定（1）長期想定（第10年度）①需要電力量 a. 特定規模需要以外の需要」に準じて想定する。</p> <p>なお、平成28年度以降は、下記の手法を用いて想定してもよい。</p> <p>(a) 当該供給区域における自社需要以外の需要を将来動向を勘案して想定し、それを前記「IV. 供給区域の需要想定」で想定した供給区域の需要から控除して想定する。</p> <p>(b) 電源の調達計画等に基づき想定する。</p> <p>(c) 個別需要家の動向並びに契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。</p> <p>(d) 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。</p> <p>(e) そのほか合理的な手法により想定する。</p> <p>b. 特定規模需要</p> <p>下記の何れかを用いて電力量を想定するが、「業務用」及び「産業用その他」をそれぞれ下記に準じて想定し、積み上げてもよい。</p> <p>(a) 前記「IV. 供給区域の需要想定 4. 長期想定（第3年度及から第10年度の想定）</p> <p>（1）長期想定（第10年度）①需要電力量 b. 特定規模需要」に準じて想定する。</p> <p>(b) 当該供給区域における自社需要以外の需要を実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定し、それを前記「IV. 供給区域の需要想定」で想定した供給区域の需要から控除して想定する。</p> <p>(c) 電源の調達計画等に基づき想定する。</p> <p>(d) 個別需要家の動向及び契約獲得等の個別情報の積み上げにより想定する。</p> <p>(e) 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。</p> <p>(f) そのほか合理的な手法により想定する。</p>	<p>(2) 各月の需要想定（第1年度） 下記の何れかにより想定する。</p> <p>① 第1年度の想定において、各月毎に想定している場合はその値とする。</p> <p>② 各月の実績傾向等や個別需要家の計画から想定する。</p>

②送電端電力量

~~下記の何れかを用いて電力量を想定する。~~

- ~~a. 前記「IV. 供給区域の需要想定4. 長期想定(1) 長期想定(第10年度) ②送電端電力量」に準じて想定する。~~
- ~~b. 接続送電サービスを締結する一般電気事業者の供給区域毎の託送供給約款に記載の損失率から想定する。~~
- ~~c. 送電端電力量や送配電損失率の実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定する。~~
- ~~d. 電源の調達計画等に基づき想定する。~~

③送電端最大需要電力

~~下記の何れかにより想定する。~~

- ~~a. 前記「IV. 供給区域の需要想定4. 長期想定(1) 長期想定(第10年度) ③送電端最大需要電力」に準じて想定する。~~
- ~~b. 送電端最大需要電力の実績傾向ならびに将来動向を勘案して想定する。~~
- ~~c. 電源の調達計画等に基づき想定する。~~
- ~~d. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。~~
- ~~e. 上記の手法の何れかを組み合わせた手法により想定する。~~
- ~~f. そのほか合理的な手法により想定する。~~

~~なお、地域特性(自由化市場の動向等)に応じて、前述の短期想定で策定した需要水準等を勘案のうえ想定してもよい。~~

~~(2) 中間年度(第3年度から第9年度)~~

~~中間年度の想定方法は次の通りとする。~~

~~第3年度以降は実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。なお、第5年度想定値の需要電力量については、「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。~~

(3) 第3年度から第9年度(中間年度)の想定

中間年度の想定方法は次の通りとする。

第3年度以降は実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。

5. 本機関への提出

(1) 提出時期

①供給計画の案

業務規程第23条~~（供給計画の案の提出）~~による。

a. 長期（第3年度から第10年度）の需要想定 毎年2月20日

b. 短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 毎年3月15日

②供給計画

業務規程第25条~~（供給計画の提出）~~による。

(2) 提出内容

Ⅱ. 需要想定の基本事項の2. 想定期間と4. 想定対象（1）②及び（2）による。

(3) 様式

~~VII. 電力需要調書記載様式に定める様式による。但し、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、供給計画の様式による。~~

6. 自社需要の想定の検証

~~卸電気事業者を除く会員は、自社需要について、V. 供給区域の需要想定の検証の3. 検証対象および4. 検証方法に準じて実績と想定の差を検証するなど、想定精度向上に努める。~~

7. その他

(1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。

(2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。

3. 本機関への提出

(1) 提出時期

①供給計画の案

業務規程第23条による。

a. 長期（第3年度から第10年度）の需要想定 毎年2月20日

b. 短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 毎年3月15日

②供給計画

業務規程第25条による。

毎年3月25日

(2) 提出内容

Ⅱ. 需要想定の基本事項の2. 想定期間と4. 想定対象（1）②及び（2）による。

(3) 様式

供給計画の様式による。

4. 小売需要の想定の検証

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、小売需要について、V. 供給区域の需要想定の検証の3. 検証対象及び4. 検証方法に準じて実績と想定の差を検証するなど、想定精度向上に努める。

5. その他

(1) その他については「VII. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。

(2) 供給計画の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、本要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。

Ⅶ. 電 力 需 要 調 書 記 載 様 式

(別紙)

調書用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

Ⅶ. 電 力 需 要 調 書 記 載 様 式

(別紙)

調書用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

現 行	変 更 案
	<p>附則</p> <p>(平成 28 年度供給計画の本機関への提出)</p> <p>本機関に提出する平成 28 年度供給計画の提出期限については、「平成 28 年度供給計画届出書の運用要領」に基づき別途、本機関より通知する。</p>